

洲 監 第 19 号

令和7年8月25日

洲本市長 上 崎 勝 規 様

洲本市監査委員 真 野 陽 一

洲本市監査委員 小 松 茂

洲本市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、審査に付された令和6年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について審査したので、次のとおりその意見書を提出します。

令和6年度決算に基づく

洲本市健全化判断比率及び
資金不足比率審査意見書

洲本市監査委員

健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

洲本市監査基準に基づき、以下のとおり審査を実施した。

第1 審査の種類

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定による健全化判断比率及び資金不足比率

第2 審査の対象

令和6年度決算に基づく健全化判断比率4指標及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第3 審査の着眼点

審査の実施にあたり、関係法令等に基づき健全化判断比率及び資金不足比率が適正かつ正確に算定されているかを主な着眼点とした。

第4 審査の期日

令和7年7月23日 1日間

第5 審査の実施内容

健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定について、令和6年度決算審査に併せて関係職員から説明を聴取するとともに、健全化判断比率等の算定の基礎となる事項を記載した書類と地方財政状況調査関係書類の突合及び計算により審査した。

第6 審査の結果

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも関係法令等に基づき算定され、適正に作成されているものと認めた。審査の概要は、次のとおりである。

1 健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象会計

健全化判断比率及び資金不足比率の算定対象となる会計は、次のとおりである。

一般会計等	一 般 会 計					
	一般会計等に属する特別会計	CATV事業特別会計				
公営事業会計	一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計	国民健康保険特別会計		連結実質赤字比率		
		介護保険特別会計				
		後期高齢者医療特別会計				
	公 営 企 業 に 係 る 会 計	介護サービス事業会計	資金不足比率			
		駐車場事業会計				
		下水道事業会計				
		土地取得造成事業会計				
一部事務組合・広域連合	淡路広域行政事務組合					
	淡路広域消防事務組合					
	洲本市・南あわじ市衛生事務組合					
	南あわじ市・洲本市小中学校組合					
	淡路広域水道企業団					
	洲本市・南あわじ市山林事務組合					
	兵庫県後期高齢者医療広域連合					
	兵庫県市町村職員退職手当組合					
地 方 公 社 ・ 第 三 セ ク タ ー						

※資金不足比率は公営企業ごとに算定

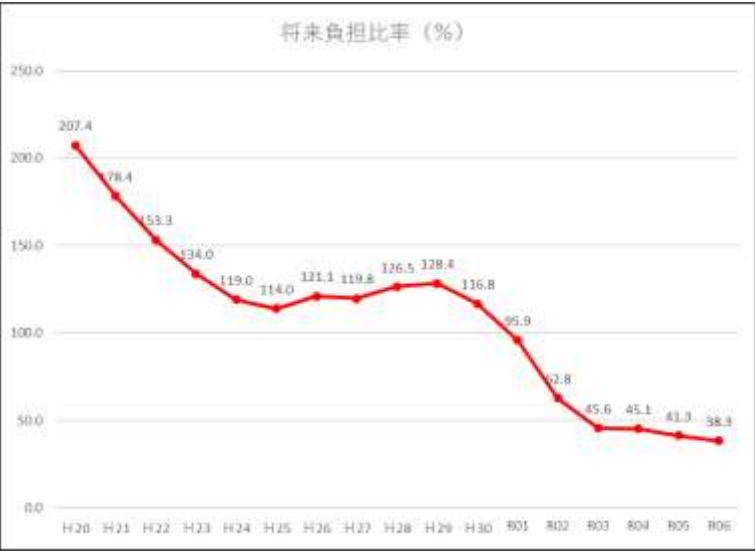
2 健全化判断比率

令和6年度決算に基づく健全化判断比率は次のとおりである。いずれも早期健全化基準を超えていない。

(単位: %)

区 分	令和6年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	12.94	20.00
連結実質赤字比率	—	17.94	30.00
実質公債費比率	12.3	25.0	35.00
将来負担比率	38.3	350.0	

(注) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字額がないため「—」と表示している。



(1)実質赤字比率

実質赤字比率は、地方公共団体の一般会計等に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、次のとおり算定される。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

当年度の実質収支額は109,910千円の黒字で実質赤字額はないため、実質赤字比率は算定されない。また、早期健全化基準の12.94%を下回っている。

(単位:千円、%)

区 分	実質収支額		増減(R6-R5)
	令和5年度	令和6年度	
一般会計等	602,170	109,910	△492,260
一般会計等に属する特別会計	0	0	0
CATV 事業特別会計	0	0	0
合 計 ①	602,170	109,910	△492,260
標準財政規模 ②	13,016,211	13,126,983	110,772
実質赤字比率 ①／②(%)※参考	(△4.62)	(△0.83)	3.79

(注) 実質収支が黒字である場合、実質赤字比率(%)は負の値で表示される。

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増減(R6-R5)
標準税収入額等	6,910,149	6,876,033	△34,116
普通交付税	6,019,993	6,208,366	188,373
臨時財政対策債発行可能額	86,069	42,584	△43,485
合 計(標準財政規模)	13,016,211	13,126,983	110,772

(2)連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、地方公共団体の全会計に生じている赤字の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、次のとおり算定される。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

対象となるすべての会計の当年度の実質収支額及び資金剰余額を合算した結果、下記のとおり連結実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は算定されない。また、早期健全化基準の 17.94%を下回っている。

(単位:千円)

会 計 名			実質収支額		増減(R6-R5)
			令和5年度	令和6年度	
会 計 等 一 般	一般会計		602,170	109,910	△492,260
	一般会計等に属する特別会計	CATV 特別会計	0	0	0
小 計 A			602,170	109,910	△492,260
一般会計等以外の特別会計のうち公営企業に係る特別会計以外の会計		国民健康保険特別会計	61,479	27,759	△33,720
		介護保険特別会計	159,905	71,448	△88,457
		後期高齢者医療特別会計	23,538	33,845	10,307
小 計 B			244,922	133,052	△111,870
会 計 名			資金不足額・資金剰余額		増減(R6-R5)
			令和5年度	令和6年度	
法適用企業	宅地造成事業以外	介護サービス事業会計	77,215	40,424	△36,791
		駐車場事業会計	28,382	38,330	9,948
		下水道事業会計	15,291	32,168	16,877
	宅地造成事業	土地取得造成事業	942,807	1,053,794	110,987
小 計 C			1,063,695	1,164,716	101,021
連結実質赤字額 A+B+C=①			1,910,787	1,407,678	△503,109
標準財政規模 ②			13,016,211	13,126,983	110,772
連結実質赤字比率 ①/② (%)※参考			(△14.68)	(△10.72)	3.96

(注)連結実質収支が黒字である場合、連結実質赤字比率(%)は負の値で表示される。

(3)実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する割合(3か年の平均)を表したもので、次のとおり算定される。

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\begin{array}{l} \text{(地方債の元利償還金+準元利償還金)-} \\ \text{(特定財源+元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{標準財政規模-} \\ \text{(元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)} \end{array}} \times 100 \text{ の } 3 \text{ か 年 平 均}$$

当年度の実質公債費比率(3か年平均)は12.3%で、前年度に比べ0.5ポイント改善し、早期健全化基準の25.0%を下回っている。

(単位:千円)

区 分		令和5年度	令和6年度	増減(R6-R5)
地方債の元利償還金	A	3,319,040	3,104,232	△214,808
準元利償還金	B	749,512	739,211	△10,301
特定財源の額	C	453,522	427,548	△25,974
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	D	2,225,058	2,122,124	△102,934
標準財政規模	E	13,016,211	13,126,983	110,772
分子 (A+B)-(C+D)	①	1,389,972	1,293,771	△96,201
分母 E-D	②	10,791,153	11,004,859	213,706
実質公債費比率[単年度]①/②	%	12.88066	11.75636	△1.12430
実質公債費比率[3箇年平均]	%	12.8	12.3	△0.5

実質公債費比率(単年度)

3 箇 年 平 均

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
14.62290%	13.15785%	12.53830%※	12.88066%	11.75636%

(4) 将来負担比率

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき地方債等の負債の大きさを標準財政規模に対する割合で表したもので、次のとおり算定される。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源等(基金・特定歳入等)}}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}}$$

当年度の将来負担比率は 38.3% で前年度に比べ 3.0 ポイント改善し、早期健全化基準の 350% を下回っている。

(単位: 千円)

区 分		令和5年度	令和6年度	増 減 (R6-R5)
将来負担額	A	40,520,068	38,809,035	△1,711,033
充当可能財源等	B	36,059,923	34,587,836	△1,472,087
分子 A-B	①	4,460,145	4,221,199	△238,946
標準財政規模	C	13,016,211	13,126,983	110,772
元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額	D	2,225,058	2,122,124	△102,934
分母 C-D	②	10,791,153	11,004,859	213,706
将来負担比率 ①/② %		41.3	38.3	△3.0

3 資金不足比率

資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する割合で、次のとおり算定される。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}}$$

当年度決算に基づく各公営企業会計の資金不足比率は、次のとおりいずれも資金不足が生じていないため、資金不足比率は算定されない。

(単位: %)

区 分	会計名	資金不足比率	経営健全化基準
法適用	介護サービス事業会計	—	20.0
	駐車場事業会計	—	
	下水道事業会計	—	
	土地取得造成事業会計	—	

(注)資金不足額がないため、資金不足比率は「—」と表示している。

公営企業ごとの資金不足の状況は、次のとおりである。

(1) 介護サービス事業会計

当年度の介護サービス事業会計については、資金剰余額は 40,424 千円で、資金不足は生じていない。

(単位: 千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減 (R6-R5)
資金不足額 ①	△77,215	△40,424	36,791
事業規模 ②	149,692	118,506	△31,186
資金不足比率 ①/②%(参考)	(△51.5)	(△34.1)	17.4

(注)資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を示している。

(2) 駐車場事業会計

当年度の駐車場事業会計については、次のとおり資金剰余額は 38,330 千円で、資金不足は生じていない。

(単位: 千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減 (R6-R5)
資金不足額 ①	△28,382	△38,330	△9,948
事業規模 ②	35,040	39,402	4,362
資金不足比率 ①/②%(参考)	(△80.9)	(△97.2)	△16.3

(注)資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を示している。

当年度の下水道事業会計については、次のとおり資金剰余額は 32,168 千円で、資金不足は生じていない。

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減(R6-R5)
資金不足額 ①	△15,291	△32,168	△16,877
事業規模 ②	460,512	459,169	△1,343
資金不足比率 ①/②(%)	(△3.3)	(△7.0)	△3.7

(注)資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を示している。

(4)土地取得造成事業会計

当年度の土地取得造成事業会計については、資金剰余額は 1,053,794 千円で、資金不足は生じていない。

(単位:千円)

区 分	令和5年度	令和6年度	増 減(R6-R5)
資金不足額 ①	△942,807	△1,053,794	△110,987
事業規模 ②	2,321,694	2,260,904	△60,790
資金不足比率 ①/②(%)	(△40.6)	(△46.6)	△6.0

(注)資金不足額が△(負の値)の場合は、資金剰余額を示している。

4 まとめ

健全化判断比率は地方自治体の財政運営の健全化の度合いを示す指標であり、資金不足比率は公営企業の経営状況の悪化の度合いを示す指標である。

当年度の健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は実質赤字額がないため算定されず、実質公債費比率及び将来負担比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

また、各公営企業の資金不足比率はいずれも資金不足が生じていないため、算定されない。

今後も財源の確保及び事業の取捨選択により財政の健全化に努められたい。

